ー橋大学創立140周年記念講演会シリーズ第3回

ローバルな社会と法の 橋大学におけるグローバル・ロー研究・ 教育の展開~

グローバル化と「法化」が同時進行する今、法学研究と法学教育はどのような課題に直面し、取り組もうと しているのか。こうしたテーマを考えるため一橋大学は10月28日、東京・一ツ橋の如水会館で記念講演会を



企業法制の潮流とその背景

講

演 I

法学研究科教授 仮屋

広郷 氏

実的ではなく、 役会が担うという法の建前は現 まれた。会社の業務執行を取締 970年代の米国で生 取締役会には、

主義に対しては、 バナンスがよって立つ株主資本 なお、米国型コー

けられるようになった。 社会・経済の重要な制度的イン 識が広がった。日本でも「法は 盛んに行われる中、米国型コー が経済政策の一環として位置づ フラの一つ」といわれ、 には法律が意味を持つという認 ムの優位性が説かれ、経済発展 ト・ガバナンス・システ 会社法

格差拡大生む

か経済発展したの

方、欧州大陸は絶

経済成長·投資拡大·国益

知的財産権保護の目的は

が期待される。米国の巨大な情

は、短期的な政策の誤りと捉え 報通信先端企業への過度な警戒

ている。特許権による市場支配

関係している。

い」と述べている。

業から日本型経営や多様性を奪 現在進行中の改革は、日本企 日本企業の強さ・美徳を失

経済の停滞を 業はサムライ集団。 りつつある。

トマ・ピケティは「極

性に基づくまともな説明などな

済学者、 端に高い重役報酬に対して生産 高額化している。フランスの経 な流れの中、役員報酬は急激に 重要テーマと位置づける政策的 めのガバナンス」実現のための

開催された。

金融界の不祥事が

が組まれ、学会シンポジウムも

多様性奪

い

した。94年には法学雑誌で特集

バナンス元年といわれる。この

990年代に一度流行

経営の行き過ぎた画

5年はコー

ポレ

点からの議論が主だった。 あったため、経営の健全性の観

その後、企業の競争力向上、効

トガバナンスの収斂論争が チャネルを使い、 いる状況は注視すべきだ。 業が海外展開のためにあらゆる

観念があるといわれていた。 20年前は「日本企 米国のよう

され、経営者のマインドも変わ 底には「乏しきを憂えず、等 化させる」とか、日本企業の うな報酬体系は会社の業績を悪 に役員報酬が極端に高くなるよ 、経営の型の流行によって破壊 伝統的な日本型経営は、 新

れる。

わせ、格差拡大につながってい

からざるを憂える」という倫理

ところが、今、役員報酬を「攻 違いの影響が出ていると考えら 経済発展の差は、 れた。例えば米国とメキシコの 対王政の下で財産権の保障が遅 ろにある。 は、財産権制度の確立したとこ 世紀に英国 保護が大きく

るのではないか。 立ち止まって

財産権制度の

度キャッチアップできたが、今っくりだったので法律である程

を支援する性質がある。

日本は特許権の保護に消極的

財産法で経済的利益を確保する

延びられない。貿易の中で知的

日本は国際貿易なしでは生き

の継続は難しいのが現実だ。

独占禁止法の情報通信産業

の促進、先端企業やベンチャー 成果物の保護を目的とした投資

技術革新の速度は、かつてはゆ

合わない問題が起こっている。

は技術革新が速く、法律が間に

督に純化するモニタリングモデ

ルが注目された。

このモデルは、企業不祥事が

策担当者に影響を与え、コーポ

ンス産業の存在がある。この産

冷静に考えるべきだ。

後押しするコー

る」とする実証研究が多くの政 の発展との間には正の相関があ 取締役会を業務執行から切り離 委員会等設置会社が創設され

し、その機能を業務執行者の監

資者保護法制の充実と資本市場

を普及させる背景には、それを 米国が自国に有利なガバナンス

2000年代になると、「投

だという否定的な意見もある。 権を握るのは米国の機関投資家 うになり、2002年には指名 率性)の観点から論じられるよ

策だが、このモニタリングモデ

ECDについても、中立の国際革に大きな影響を与えているO

機関であるわけではなく、

主導

ルがガバナンスのグローバルス

え方が基礎にある。一種の妥協

的な事項のみを委ねるという考

経営者の選任・解任などの基本

もたらす元凶だとする意見があ

現在進行中のガバナンス改

タンダードになっている。

引や投資の活性化があるが、 能には、財産権の保障による取財産権がある。知的財産権の機 が20世紀の経済発展である。 的財産権がうまく機能した成果 その財産権の一つとして知的 知的財産法の特徴は、情報を

のデー

-タの集積が核になってい

ター能力の飛躍的向上と大量 第四次産業革命は、コンピュ

裁定実施権といった動きもあ

への適用示唆、標準必須特許の

含めて、グローバルに知的財産

新興国や発展途上国を

権を保護するための外交政策を

る。データの不正競争防止法に

るので、技術開発の成果を保護

する特許制度が中心となる。も

活性化するための法改正も検討 よる保護で、データを利活用し、

議論することが大事だ。

を忘れず、制度の目的を考えて 論では、何のための改正なのか 考えるべきだろう。法改正の議

ちろん、文化や芸術を保護する

影響を与えて 第四次



近代の経済 発展には財産権の るが、

定の情報のみを保護すること、 財産権として保護すること、特

多様な情報を保護することにな

産業革命における特許権、近年

個人情報は含まれない。

がある。知的財産法の機能には、 では20世紀末からの米国の革新

ほどかからない。知的財産を使 度は補助金と比べてコストがさ 国家や企業の利益になる。 経済成長、成長のための投資、 考えると、究極の目的は日本の

ってうまく投資を呼び込むこと

い。歴史を見ると、まず英国の

相澤 英孝氏

国際企業戦略研究科教授

特許権の意義について考えた 革命と密接な関係を持っている その中の技術革新における

やサービスの多様化で商標法の 保護するように変質した。 法はコンピューターとデー 重要性が増した。さらに著作権 著作権法の変化も生じる。商品 知的財産法全体が第四次産業

次産業革命と知的財産制度

演Ⅱ●

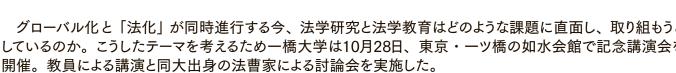
権侵害訴訟も充実している。

の改善にも消極的だ

経済政策としての知的財産を

米国は特許権を重視し、特許

数も少ない。特許制度を活かし 勝訴率や損害賠償が低く訴訟件 本は米国に遅れている状況で、 て経済発展を企てるための制度





面している困難や課題。2つ目 る社会において法律実務家が直 対処するために法律家に求 1つ目は、グロー -バル化す

どのようなことを学んでおけば めの課題。4つ目は学生時代に いいのか。海外との関わりを含 目は法曹界の後進を養成するた



法学研究科教授

〈コーディネーター〉

宫 内

博史氏









範囲が大きくなり、現在の法曹 ることになるだろう。 たい)したときの悪影響の及ぶ る。つまり法曹が責任を懈怠(け 本の成長性がますます失われ 本も人も入ってこなくなり、 を果たさなければ、海外から資 は将来世代からも責任を問われ 日



インターンのほか、

ネスは利益獲得に軸足を置く。

それを追求す は求められ 法曹養成にはどのよう ることが法律家に しいると考えてい

に。国際水準を学び、

る。

求められるのではないか。ビジ

具体的な解決策を見いだすこと 観・常識を相対視できる柔軟性 は困難だ。多様な法規範の根本 佐野 学生には自身の価値

る素養は同じだ。ただし、

性を求めることだろう。これは、 も結びつく。 解決について妥当性や公平 シャルエンジニアリングに 告



妥当性・公平性の視点が求めらだが、法律家の場合、全体的な

法律実務と法曹養成グローバル化のなか **の**

パネルディスカッション ●

めて自己紹介してください。

範

里

る能力

〈出席者〉

もある。

レ
て
ゴ
ー

ルドマン・サックス証

佐野

法曹に求められるコア

想の社会を築くエンジニアとし

な課題があるか。学生は何を学

意と覚悟をもってほしい。

シャルエンジニアを育てる責任 り良い方向に変える法曹= 司法の仕組みを使って社会をよ

があることを自覚し、教育に熱

刀、そしてその間をまたぎ、理

ての能力が求められていると感

べばよいのか。

若林 あまり枝葉にとらわれ

な側面から見るグロー

-バルな能

カルな能力、

その問題を国際的

経済学部在学中に留学

地の弁護士とともに手伝うこと

分が外国で訴訟を起こされ、現

佐野氏

は、国内の問題に精通するローで求められている法曹の能力

阪口氏 (コーディネーター)

てみるだけでも自分を相対視し

で少数派として一定期間生活に

やすくなる。教員には、法律や

れる。

解であるが、

グロー

バルな社会

あ

までも個人的な見

心に仕事をしているが、日本法

若 林

弁護士として国内を中

元法科大学院特任教授代表パートナー・弁護士岩田合同法律事務所 (パネリスト)

外国人からの依頼も受けてい

あると意識される機会が増えた うが、評価主体が増え、課題が の能力は従前と変わらないだろ

たっては投資先の国の成長性と のだろう。例えば海外投資にあ

る国々であっ

ても、その解釈・

適用において様々な違いがある

る能力・資質と言ってよいだろ

外を通じて共通している。その

められる。

ビジネスパーソンと法

会が直面している問題は、

国内

ため、海外の運用から学ぶこと

もあれば、日本の運用が海外で

解することが法律家に求められ ることなく、法制度の体系を理

グロー

ハルな観点で見る能力を

さを自覚し、

依頼者の利益を尊

の担い手であるという職責の重 義務に直接に影響を与える司法 様。ただ、法曹には、人の権利 専門知識が求められることも同

素養を得た上で、自分の問題を

法曹としての基礎的な

養ってほしい

。多くの場合、

重しつつ、事案を公平かつ妥当

に解決しようとする倫理観が求

じている。

弁

護士時代の実務を

通じて、同じ

り規範を共有してい

妥当性

•

の視点が必須

若林氏

国内法務のほか渉外取引案件や 券で勤務した後、弁護士となり

民認定審査の仕事をしている。 律実務家が抱える困難とは。 国連難民高等弁務官事務所で難 外国人や難民の問題に携わ た。 現在は、その経験を生かっ 阪口 グローバル化時代に法 宮内 弁護士として

佐野 綾子氏

弁鈴木・

曽我法律事務所・

准難民認定審査官マレーシア事務所国連難民高等弁務官事務所

化、文化の多様化が困難を引き となる法律問題の国際化だろ う。言語の多様化、規範の多様 な能力とは。 た、それに対処するために必要 **若林** グロー ル化とは対象 務には税負担のほか課税処分を 税務が決定要素といわれる。

理想に近づけ

Ź

スキルが必要

宮内氏

自分を相対視

で

きる柔軟性を

佐野氏

生きることもある。制度が違う、

む。日本の法曹がきちんと責任 争う手段=司法の信頼度も含

ことを学んだ

を身につけるべく色々な経験を

積んでほしい。 専門分野以外の

背景に対する理解がなければ、 う。当事者が持っている文化的 背景を理解する能力が求められ を理解する能力、多様な文化的

法律家に固有の能力はあるか。 実務家にはビジネス担当者に求 けに求められる素養ではなど められる理解よりも深い理解が 法律家であっても、必要とされ 商慣習の多様化などは法律家だ 範を活用して社会の発展に貢献 どうするのか」を考え、国際規 で終わるのではなく、「だから 社会の意識が違うというところ してほしい 多国籍企業であっても 語学能力、当事者理解、 法律

> が抱えている問題とどう向き合 律家を比較するのは難しい。 いるが、グローバルだろうがロ はグロー 律実務家として社会と向き合っ しているのが法律家だ。法律家 阪口 カルだろうが変わらないとい いく姿勢は大きい。人や社会 フェアな解決を求めて実践 法律家に固有の課題 バル化の影響を受けて 法

験に照らせば、求められる能力

佐野 GS・弁護士双方の経

の大半は共通している。高度な